第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(ハ)及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十三　法第二十七条第一項に規定する措置（以下「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

二十四　汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十七条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

3　法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十八号から第二十二号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三条　法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事（令第九条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三～五　（略）

六　申請者が法第二十二条第三項第二号ニに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合には、その名称及び住所、その代表者の氏名並びにその役員の氏名及び住所。第十四条第一項第八号及び第十六条第一項第十号において同じ。）

七　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ホに規定する役員の氏名及び住所

八　申請者に令第六条に規定する使用人がある場合には、その者の氏名及び住所

九　（略）

（汚染土壌処理業に係る譲渡及び譲受の承認の申請）

第十四条　法第二十七条の二第一項の承認の申請は、次に掲げる事項を記載した様式第六による申請書（次項において「譲渡譲受承認申請書」という。）を提出して行うものとする。

一　譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　譲渡及び譲受の日

三　汚染土壌処理施設に係る事業場の名称

四　汚染土壌処理施設の設置の場所

五　汚染土壌処理施設の種類

六　許可の年月日及び許可番号

第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。第四条第二号ロ(2)(ハ)及び第五条第十六号ロにおいて同じ。）（以下「大気有害物質」という。）を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。）から大気中に排出される大気有害物質の量の測定方法を記載した書類

二十一　法第二十七条第一項に規定する措置（第四条第二号ニにおいて「廃止措置」という。）に要する費用の見積額を記載した書類及び当該見積額の支払が可能であることを説明する書類

二十二　汚染土壌処理施設において処理した汚染土壌であって規則第三十一条第一項又は第二項の基準に適合しない汚染状態にあるものを当該汚染土壌処理施設において処理する場合には、当該処理を行う汚染土壌処理施設（以下「再処理汚染土壌処理施設」という。）について法第二十二条第一項の許可を受けた者の当該許可に係る第十四条第一項の許可証の写し及び当該再処理汚染土壌処理施設において当該汚染土壌の引渡しを受けることについての同意書

3　法第二十二条第四項の許可の更新を申請する者は、前項の規定にかかわらず、その内容に変更がないときは、同項第一号から第八号まで及び第十六号から第二十号までに掲げる書類又は図面の添付を省略することができる。

第三条　法第二十二条第二項第五号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　（略）

二　他に法第二十二条第一項の許可を受けている場合にあっては、当該許可をした都道府県知事（令第八条に規定する市にあっては、市長。以下同じ。）及び当該許可に係る許可番号（同項の許可を申請している場合にあっては、申請先の都道府県知事及び申請年月日）

三～五　（略）

（新設）

六　申請者が法人である場合には、法第二十二条第三項第二号ハに規定するその事業を行う役員の氏名及び住所

（新設）

七　（略）

（新設）